

令和2年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について決算の説明資料等において明らかにすることとされているため、以下のとおり明示します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 88,344 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,023,523 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	182,816	135,239			9,453	38,124
	高齢者福祉事業	2,604				517	2,087
	児童福祉事業	510,678	371,163		10,679	25,597	103,239
	小計①	696,098	506,402		10,679	35,567	143,450
社会保険	国民健康保険事業	56,788	34,724			4,384	17,680
	介護保険事業	108,724	7,718			20,068	80,938
	小計②	165,512	42,442			24,452	98,618
保健衛生	健康診査等事業	19,471				3,869	15,602
	予防接種事業	22,736	16			4,514	18,206
	後期高齢者医療事業	119,706	19,333			19,942	80,431
	小計③	161,913	19,349			28,325	114,239
合計(①+②+③)		1,023,523	568,193		10,679	88,344	356,307

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分の上、充当しています。